

議案第 22 号

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、総合体育館大規模改修に伴う使用料の額の改定等及び道路占用料の額の改定に準じて都市公園の占用に係る使用料の額を改定するため必要があるからである。

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例

みよし市都市公園条例(昭和59年三好町条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4競技場の項中「300」を「80」に、「600」を「160」に、「1,200」を「320」に、「150」を「40」に改める。

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5(第11条関係) 総合体育館(附属設備)使用料

(単位 円)

区分	単位	金額	区分	単位	金額	
バスケットボール器具	1組	250	机(会議室に備付けのものを除く。)	1本	20	
バレーボール器具	1組	250	椅子(リ)	1脚	10	
ハンドボール器具	1組	250	シャワー	1回	60	
テニス器具	1組	250	ロッカー	1回	50	
バドミントン器具	1組	120	フローシート	1巻	60	
移動式バドミントンコート	1面	1,200	競技場 冷暖房設備	1時間 当たり	5,320	
卓球器具	防球フェンス	1枚	60	剣道場 冷暖房設備	1時間 当たり	950
審判台	1組	60	柔道場	1時間	950	
得点標	電光式	1式	1,200	冷暖房設備	当たり	
示器	手動式	1式	60	卓球場	1時間	810
放送設備	1式	1,200	冷暖房設備	当たり		

別表第5備考第1項中「柔道場及び剣道場」を「剣道場、柔道場及び卓球場」に改める。

別表第7法第7条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、

「94」を「85」に、「1,900」を「1,700」に、

「6」を「5」に、「920」を「830」に、

0」に、「570」を「510」に改め、同表法第7条第1項第2号に掲げる工作物の項中

「	「				
		40		36	
		57	を	51	
」	」				

に、「85」を「77」に、「11

0」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表法第7条第1項第3号に掲げる施設の項中「1,900」を「1,700」に改め、同表法第7条第1項第4号に掲げる工作物の項中「790」を「720」に、「1,900」を「1,700」に改め、同表施行令第12条第2項第1号に掲げる物件の項中「1,500」を「1,400」に改め、同表施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の項中「230」を「240」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第4の改正規定及び別表第5の改正規定 令和4年7月1日

(経過措置)

2 施行日前に施行日以後の都市公園の占用の許可を受けた者に係る使用料の額は、この条例による改正前のみよし市都市公園条例の規定にかかわらず、この条例による改正後のみよし市都市公園条例に定める使用料の額とする。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の前日に同日以後の有料公園施設の利用の許可を受けた者からは、同号に掲げる規定による改正前のみよし市都市公園条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係る同号に掲げる規定による改正後のみよし市都市公園条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3から別表第8までに掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2 略

別表第4 (第11条関係) 総合体育館使用料

(単位 円)

施設名		区分			照明施設使用料 1時間当たり
		午前	午後	夜間	
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	
競技場	全面利用	6,880	6,880	6,880	4分の1灯 <u>80</u> 半灯 <u>160</u> 全灯 <u>320</u>
	2分の1面利用	3,440	3,440	3,440	4分の1灯 <u>40</u> 半灯 <u>80</u> 全灯 <u>160</u>

剣道場の項以下 略

備考 略

別表第5 (第11条関係) 総合体育館 (附属設備) 使用料

(単位 円)

区分	単位	金額	区分	単位	金額	
バスケットボール器具	1組	250	机 (会議室に備付けのものを除く。)	1本	20	
バレーボール器具	1組	250	椅子 (〃)	1脚	10	
ハンドボール器具	1組	250	シャワー	1回	60	
テニス器具	1組	250	ロッカー	1回	50	
バドミントン器具	1組	120	フローアシート	1巻	60	
移動式バドミントンコート	1面	1,200	競技場 冷暖房設備	1時間当 たり	5,320	
卓球器具	防球フェ ンス	1枚	60	剣道場 冷暖房設備	1時間当 たり	950
審判台	1組	60	柔道場 冷暖房設備	1時間当 たり	950	
得点標示 器	電光式	1式	1,200	剣道場 冷暖房設備	1時間当 たり	950
	手動式	1式	60	卓球場	1時間当	810

別表第4 (第11条関係) 総合体育館使用料

(単位 円)

施設名		区分			照明施設使用料 1時間当たり
		午前	午後	夜間	
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	
競技場	全面利用	6,880	6,880	6,880	4分の1灯 <u>300</u> 半灯 <u>600</u> 全灯 <u>1,200</u>
	2分の1面利用	3,440	3,440	3,440	4分の1灯 <u>150</u> 半灯 <u>300</u> 全灯 <u>600</u>

同左

備考 略

別表第5 (第11条関係) 総合体育館 (附属設備) 使用料

(単位 円)

区分	単位	金額	区分	単位	金額	
バスケットボール器具	1組	250	放送設備	1式	1,200	
バレーボール器具	1組	250	机 (備付けの物は除く)	1個	20	
ハンドボール器具	1組	250	イス (〃)	1個	10	
テニス器具	1組	250	シャワー	1回	60	
バドミントン器具	1組	120	ロッカー	1回	50	
移動式バドミントンコート	1面	1,200	フローアシート	1巻	60	
卓球器具	防球フェ ンス	1枚	60	競技場 冷暖房設備	1時間当 たり	5,320
審判台	1組	60	柔道場 冷暖房設備	1時間当 たり	950	
得点標示 器	電光式	1式	1,200	剣道場 冷暖房設備	1時間当 たり	950
	手動式	1式	60			

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行								
放送設備	1式	1,200	冷暖房設備	たり	備考 1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、 <u>剣道場</u> 、 <u>柔道場</u> 及び <u>卓球場</u> の冷暖房設備は、1時間単位とする。 2以下 略								
備考 1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、 <u>剣道場</u> 、 <u>柔道場</u> 及び <u>卓球場</u> の冷暖房設備は、1時間単位とする。 2以下 略					備考 1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、 <u>柔道場</u> 及び <u>剣道場</u> の冷暖房設備は、1時間単位とする。 2以下 略								
別表第7（第11条関係） みよし市都市公園使用料 (単位 円)					別表第7（第11条関係） みよし市都市公園使用料 (単位 円)								
区分		単位		使用料		区分		使用料					
法第5条第1項に掲げる行為の項 略					同左								
法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年につき		950		法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年につき		1,100			
	第二種電柱	1本1年につき		1,500			第二種電柱	1本1年につき		1,600			
	第三種電柱	1本1年につき		2,000			第三種電柱	1本1年につき		2,200			
	第一種電話柱	1本1年につき		850			第一種電話柱	1本1年につき		940			
	第二種電話柱	1本1年につき		1,400			第二種電話柱	1本1年につき		1,500			
	第三種電話柱	1本1年につき		1,900			第三種電話柱	1本1年につき		2,100			
	その他の柱類	1本1年につき		85			その他の柱類	1本1年につき		94			
	変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき		1,700			変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき		1,900			
	共架電線その他上空に設ける線類 略						同左						
	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートル1年につき		5		地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートル1年につき		6		
地上に設ける変圧器		1個1年につき		830		地上に設ける変圧器		1個1年につき		920			
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき		510		地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき		570			
その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき		1,700		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき		1,900			
法第7条第1項第2号に掲げる工作物	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		36		法第7条第1項第2号に掲げる工作物	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		40	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		51				外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		57	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		77				外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		85	
		外径が0.15メートル以上	長さ1メートル1年につき		100				外径が0.15メートル以上	長さ1メートル1年につき		110	

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
		上0.2メートル未満のもの	き			上0.2メートル未満のもの	き
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき
法第7条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1平方メートル1年につき		<u>1,700</u>	法第7条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1平方メートル1年につき
法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	1個1年につき		<u>720</u>	法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	1個1年につき
	公衆電話所	1個1年につき		<u>1,700</u>		公衆電話所	1個1年につき
法第7条第1項第6号に掲げる工作物の項 略				同左			
施行令第12条第2項第1号に掲げる物件	標識	1本1年につき		<u>1,400</u>	施行令第12条第2項第1号に掲げる物件	標識	1本1年につき
施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>	施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき
第3条に掲げる行為の項 略				同左			
備考 略				備考 略			